

世田谷区立 瀬田小学校

PTA会則

令和7年3月改正

世田谷区立 瀬田小学校 P T A会則

第1章 名 称

第1条

この会は、「瀬田小学校PTA」といい、事務局を同校内におく。

第2章 目 的

第2条

この会は、保護者と教師とが協力して、家庭及び社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、そのために次の活動を行う。

1. 児童教育をよりよいものとするために保護者と教師が協力する。
2. 学校と家庭との協力によって、児童の生活環境及び教育環境をよくする。
3. よい保護者、よい教師になるために、研修等により教養を高め、また会員相互の親睦をはかる。

第3章 方 針

第3条

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童教育及びその福祉のために尽力する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利的行為は行わない。
3. この会及びこの会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他の管理に干渉しない。

第4章 会 員

第4条

(1)この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、並びに本校の校長、副校長及び教員とする。

(2)この会へは自由意志で入会し、また退会できる。

1. この会の入会希望者は、入会届を提出する。

2. この会の退会は下記のとおりとする。

イ) 自動退会：子の卒業または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。(退会届の必要はない。)

ロ) 任意退会：転居または自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

第5章 経 理

第5条

この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって、これをまかう。

第6条

この会の会費は、世帯単位とし、その額は総会で決める。

第7条

この会の経理は、全て総会で認められた予算に基づいて行われる。

第8条

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、その承認を得なければならない。

第9条

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員 及び 会計監査

第10条

この会の役員は、次の通りとする。

- (1)会長 1名（保護者）
- (2)副会長 3名以上（保護者2名以上、副校長）
- (3)書記 3名以上（保護者2名以上、教員1名）
- (4)会計 3名以上（保護者2名以上、教員1名）

第11条

役員は運営委員会によって特に認められる場合の他に、この会の他の役職を兼ねることはできない。

第12条

役員の任期は1年間とし、運営委員会の承認を得た場合には再任を妨げない。ただし、3年間を超えて継続することはできない。

第13条

1. 役員選出に関する事務を行わせるため、役員選考委員会（以下選考委員会と略称する）を設ける。
2. 選考委員会を構成する委員（以下選考委員と略称する）を次の方法により選任する。
 - (1)会員から互選により3名以上
 - (2)教員から1名
 - (3)役員から1名
3. 選考委員会は、互選により正副委員長各1名を選出する。
4. 選考委員会は、毎年4月に発足する。

第14条

役員の選任は、本条に定める方法による他、別に定める役員選出手続きに関する内則（以下本条において内則と略称する）によりこれを行う。ただし、教員から選出される役員については、この限りではない。

1. 役員候補者を内則に定める方法で選出する。
2. 選考委員会は、前号により選出された役員候補者の中から内則に基づいて会長、副会長、書記、会計の各職務にふさわしい者を被推薦者の同意を得て選出する。
3. 選考委員会は、前号の結果を会長に報告するとともに、総会の5日前までに全会員に通知した上、選出した役員候補者を総会に推薦する。
4. 前号の役員候補者は、総会の承認を得て、次年度の役員に就任する。

第15条

会長が欠員になったときは、役員会の議を経たのち運営委員会の承認を得て、副会長のうち1名が会長に就任する。ただし、任期は前任者の残りの期間とする。

第16条

会長以外の役員に欠員が生じたときは、役員会の議を経て運営委員会がこれを補充する。

第17条

役員は、次年度の役員が就任するまで、その任にあるものとする。

第18条

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長の任務
 - (1)会長は、この会を代表し会務を総理する。
 - (2)総会、役員会、運営委員会を招集して、これを主宰する。
 - (3)原則として、運営委員会の承認を得て各委員会の正副委員長を委嘱する。
 - (4)必要に応じ学年PTA、各委員会その他の集会に出席し、意見を述べる。

- p.2
- 2. 副会長の任務
 - (1) 会長を補佐し、会長に差し支えのあるときは、その任務を代行する。
 - (2) I C T 関連の運用責任者とし、ホームページ、S N S などの管理を行う。
 - 3. 書記の任務
 - (1) 総会及び運営委員会その他必要に応じ各委員会の議事を記録し、また、この会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 会長の指示に従い、この会の庶務を行う。
 - 4. 会計の任務
 - (1) 一切の会計事務を行う。
 - (2) 定期総会において、決算報告を行う。
 - (3) この会の財産を管理する。
 - (4) 次年度の予算の立案に当り、運営委員会に資料を提出する。

第19条

この会に会計監査2名を置き、その任務等を次の通りとする。

- 1. この会の経理を監査する。
- 2. 必要に応じて、会長の承認を得て、臨時監査を行うことができる。
- 3. 選出方法及び任期は、役員に準ずる。
- 4. 会計監査は、この会の役員及び委員を兼ねることはできない。

第7章 集会

第20条

この会の集会は、次の通りとする。

- 1. 総会（定期総会及び臨時総会）
- 2. 役員会、運営委員会
- 3. 学級P T A
- 4. 各委員会（学年、広報、校外安全、瀬田運推進、遊び場サポート、家庭教育学級、卒業対策、研修企画、おとな環境、臨時）
- 5. 研修、教養などのための集会
- 6. 集会は紙面等での実施も可能

第21条

総会は、この会の最高議決機関であり、その種類及び内容を次の通りとする。

- 1. 定期総会は、年度開始後2ヶ月以内及び年度終了前2ヶ月以内に、それぞれ開かれ、次の事項について審議し議決を行う。
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 役員及び会計監査の承認
 - (3) 会則改正に関する事項
 - (4) 本会則の他の規定により、総会の権限とされている事項その他必要と認められる事項
- 2. 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに、会長がこれを招集する。
- 3. 総会の定足数は、会員の5分の1以上とする。

第22条

役員会は、役員により構成され、会務の重要事項全般について審議し、かつ運営委員会において審議されるべき主な事項を決定することを任務とする。

第23条

- 1. 運営委員会は、役員及び学年、広報、校外安全、瀬田運推進、遊び場サポート、家庭教育学級、卒業対策、研修企画、おとな環境各委員会の正副委員長並びに

- 臨時委員会のある場合は、その正副委員長によって構成される。
2. 運営委員会の任務は、次の通りとする。
 - (1) 総会に提出する議案及び報告書を作成する。
 - (2) 各委員会から提出された活動計画ならびにその実施の結果について審議する。
 - (3) 総会から委任された事項を処理する。
 - (4) 本会則の他の規定及び役員会の決定により運営委員会の任務とされた事項を行う。
 - (5) 集会は紙面等での実施も可能とする。
 3. 運営委員会の議決については、次の通りとする
 - (1) 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事について議決することができない。
 - (2) 紙面の場合は、運営委員の過半数の賛成がなければ議決することができない。
 - (3) 緊急事態宣言等など、行政による通達によりやむを得ず運営委員会を招集できない場合は、その決議を役員会に委ねることとする。

p.3

第24条

1. 学年PTAは、各学年の会員により構成され、学校と家庭及び会員相互の協力により、児童の指導と会員相互の親睦を図ることを任務とする。
2. 会員は互選により、各委員を選出する。
3. 学年委員は、学年を代表し必要に応じ学年の担任と協議の上、学年（または学級）PTAを開催してこれを主宰することを主な任務とする。

第25条

1. 学年委員会は、各学年において以下の方法で選出された学年委員および教員により構成され、その学年に属する会員の意見をまとめ、会の活動に反映させる。また必要に応じ、学級及び学年PTAに関する諸問題を協議する。
 - (1) 低学年（1年から3年）は各学級より1名以上選出する。
 - (2) 高学年（4年から6年）は学年より1名以上選出する。
2. 広報委員会は、各学級または学年において選出された広報委員及び教員により構成され、広報活動を行うことを主な任務とする。
3. 校外安全委員会は、各学級または学年において選出された校外委員及び教員により構成され、交通を主とする校外安全及び校外補導および交通安全に関する活動を行うと共に、地域の親睦を図ることを主な任務とする。
4. 瀬田運動会委員会は、各学級または学年において選出された瀬田運動会委員及び教員により構成され、地域関係者との共催による「瀬田ふれあい運動会」の準備、運営等の補助を主な任務とする。
5. 遊び場サポート委員会は、各学級または学年において選出された遊び場サポート委員及び教員により構成され、遊び場開放指導員の募集、遊び場開放運営委員会が企画するイベントの運営補助を主な任務とする。
6. 家庭教育学級委員会は、各学級または学年において選出された家庭教育学級委員及び教員により構成され、家庭をめぐる諸問題及び子どもを取り巻く教育環境について学びあう場を提供することを主な任務とする。
7. 卒業対策委員会は、5年生または6年生の各学級または学年において選出された卒業対策委員及び教員により構成され、卒業関連イベントの企画運営を主な任務とする。
8. 研修企画委員会は、各学級または学年において選出された研修企画委員及び教員により構成され、教員と保護者が共に学び合うことを目的とした学習の場を提供することを主な任務とする。

9. おとな環境委員会は、各学級または学年において選出されたおとな環境委員及び教員により構成され、児童委員会活動における環境委員会の支援を行うことを主な任務とする。

p.4

10. 臨時委員会は運営委員会の決議により必要に応じて設けられ、運営委員会において、その任務が終了したものと判断したときに、これを解散する。

11. 学年委員会、広報委員会、校外安全委員会、瀬田運推進委員会、遊び場サポート委員会、家庭教育学級委員会、卒業対策委員会、研修企画委員会、おとな環境委員会は、互選により委員長1名および副委員長2名ないし3名（うち1名は教員）を選出する。但し、研修企画委員長は互選によらず、研修担当役員が務めるものとする。

第26条

研修、教養などのための集会は、必要に応じてこれを開くことができる。

第27条

教員をもって充てられる役員及び委員の選任は、学校にこれを一任する。

第28条

校長は、全ての集会及び会合に出席して、意見を述べることができる。

第29条

1. 各集会の議決は、全て出席者の過半数による。

2. 紙面にて集会を行う場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。

第8章 付則及び内則

第30条

この会の活動に必要な付則及び内則は、この会則に反しない限り運営委員会が定める。

第31条

運営委員会が付則または内則を制定し、または改廃したときは、次の総会においてこれを報告しなければならない。

第9章 改 正

第32条

この会則は、総会の議決によらなければ改正することはできない。改正案は少なくとも総会の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

付 則

第1条

本会は、会の事務処理のため必要あると認めたときは、事務助手を置くことができる。

第2条

本会則は令和2年4月1日から施行する。

p.5

瀬田小学校 P T A 慶弔見舞内則

令和6年3月改正

第1条

本内則は、会則第30条に基づき、教員及び事務主事（以下あわせて教員とする）に対する慶弔見舞について必要な事項を定める。

第2条

本内則による慶弔見舞は、会則第7条に定める予算に基づいてこれを行う。

第3条

教員に対する慶弔見舞を次の通り定める。

1. 教員が転任し、または退職した場合は記念品（金3千円相当）を贈る。ただし、定年による円満退職のときや、PTAに対し功労顕著なものと認められるときは、運営委員会において別途その礼遇を協議する。
2. その他、教員に対する慶弔費については、役員会において協議、決定することができる。この場合、事後速やかに運営委員会に報告しなければならない。

第4条

本内則により行われた慶弔見舞等については、返礼を受けないものとする。

第5条

この内則は、令和6年度から有効とする。

役員選出手続きに関する内則

令和2年4月改正

第1条

本内則は、会則第14条に基づき、役員選出手続きについて必要な事項を定める。

第2条

役員候補者は、次の方法で選出する。

1. 自ら役員候補者となることを希望するものは、所定期日までに選考委員会にその旨を届け出る。
2. 会員は、各自全会員を対象として推薦する。
3. 選考委員会は、1、2項より若干名を推薦する。
4. 選考委員会は、役員候補者を1月末までに選出する。
5. 選考委員会は、役員候補者に対し、役員候補者に選出した旨を通知しなければならない。
6. 選考委員は、役員候補者になれない。

第3条

選考委員会は、役員の選出について、あらかじめ全会員の意向を聞き、会員の意思を十分尊重して、総会に推薦すべき役員候補者を選出しなければならない。

第4条

運営委員会は、本内則の改正に当たっては、会員の意見を十分聞かなければならない。

経理に関する内則

令和2年4月改正

第1条

本内則は、会則第30条に基づき、会則第5章に定められた経理に関する必要な事項を定める。

第2条

予算に計上された予備費を使用する場合には、運営委員会の承認を得るものとする。

第3条

経理の記録は電子帳簿にて記録、保管することとする。

委員免除に関する内則

令和5年3月改正

第1条

令和4年度の運営委員会承認事項に基づき、委員免除に関する事項を定める。

第2条

免除の対象は以下の通りとする。

1. 令和4年4月以降、役員に1年もしくは1回就任した会員世帯は、その任期満了後から連続した5年間役員及び委員選出を免除することができる。ただし、本人が希望する場合は委員について就任を妨げない。
2. 令和4年4月以降、各委員会正副委員長、書記、会計に1年もしくは1回就任した会員世帯は、その任期満了後から連続した5年間役員及び委員選出を免除することができる。ただし、本人が希望する場合は就任を妨げない。

第3条

この内則は、令和4年度から有効とする。

個人情報取扱に関する内則

令和2年3月制定

第1条

本内則は、会則第30条に基づき、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。
(目的)

第2条

瀬田小学校PTA（以下本会と略称する）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下個人情報データベースと略称する）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第3条

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第4条

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第5条

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、及び役員会が必要と認めた正副委員長、書記とする。

(秘密保持義務)

第6条

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第8条

取得した個人情報は、PTA活動に必要な次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿の作成と保管、委員会名簿の作成と保管、校外班の編成
委員・係決め、集会への出席確認、アンケート調査

(利用目的による制限)

第9条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の

達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 10 条

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。

(1) 個人情報の保管期間は最大 2 年間とし、期限を超えて保管することはできない。

(2) 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとす

る。

(保管及び持ち出し等)

p.10

第 11 条

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 12 条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条

個人情報を第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 提供する対象者の氏名

3 提供する情報の項目

4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1 第三者の氏名

2 第三者が個人情報を取得した経緯

3 提供を受ける対象者の氏名

4 提供を受ける情報の項目

5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録

不要）

(情報開示等)

第 15 条

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに学校長及び P T A 会長に報告する。

(研修)

第 17 条

本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならぬ。

(個人情報の取扱)

p.11

第 19 条

本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱に関する内則」に定め、適正に運用するものとする。

付則

本内則は、令和2年4月1日より施行する。

インターネット運用に関する内則

令和2年3月制定

第1条

本内則は、会則第30条に基づき、インターネット運用について必要な事項を定める。

(運用規程の目的)

第2条

この内則は、「世田谷区立小・中学校におけるインターネット利用指針」（平成11年9月1日、世田各区教育委員会事務局）及び「世田谷区立小・中学校インターネット利用に関する管理基準」（平成11年9月1日、世田谷区教育委員会事務局）に基づき、世田谷区立瀬田小学校PTAにおけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターネットの利用目的)

第3条

会員、児童及び教員、関係者の個人情報の保護等に努め、瀬田小学校PTA活動における情報共有を図るため、インターネットを有効に活用する。会員、児童及び教員は、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができる。この他に新たな事項が発生した場合は、関係部局と協議する。

- (1)PTA活動の円滑化のため、情報の共有、発信、収集を行う。
- (2)会員および教員が、電子メール等を利用して、情報の提供及び収集を行う。
- (3)地域との連携を推進するために、質問や意見等を受け付ける。

(管理責任者)

第4条

管理責任者は、PTA会長とする。

管理責任者は、本基準の趣旨に基づき、以下に掲げるような事項を行う。

- (1)PTA室に設置されているハードウェア・ソフトウェアの利用状況を把握するとともに、不正使用や盗難に対して必要な管理を行う。
- (2)会員、教員、児童の利用が利用目的に適合しているかについて、情報の送受信状況を把握する。
- (3)PTAから発信する情報及び受信する情報に対して、人権尊重上の配慮、個人情報の保護、有害情報の送受信、及び著作権の保護等について管理・監督する。
- (4)(3)について、会員に研修等を利用して適切に指導する。
- (5)パソコンやネットワークのセキュリティの状況を把握する。

- (6)PTA が作成したホームページの公開について承認する。
- (7)有害情報の登録・解除について依頼する。
- (8)インターネット利用の意義とその問題点について、保護者会やPTA活動等を利
用し保護者へ情報提供を行う。

(管理補助者の設置)

第5条

管理責任者は、小型電算機管理補助者（以下「管理補助者」）を置く。

- (1)管理補助者は、副会長をもって充てる。
- (2)管理補助者は、管理責任者の指示により、以下に掲げるような事項を行
う。

- 1.管理責任者に対して、必要な報告を行う。
- 2.PTA 室に設置されているハードウェア・ソフトウェアの日常的な利用状況を把
握とともに、パソコン室の鍵の管理、故障状況、消耗品の使用状況等を把握
する。
- 3.PTA から発信する情報及び受信する情報について管理し、指導・助言を行う。
- 4.パソコンやネットワークのセキュリティに関する監視と調査を行う。
- 5.ホームページ等に掲載される継続的な情報について、修正・訂正すべき点への
適切な処理をする。
- 6.有害情報に関する調査を行う。
- 7.パソコン・インターネット活用のための研修・研究を実施する。
- 8.情報教育の実践事例、配慮事項等について、資料を収集する。

p.13

(取扱責任者の設置)

第6条

管理責任者は、小型電算機取扱責任者（以下「取扱責任者」）を置く。

- (1)取扱責任者は、書記をもって充てる。
- (2)取扱責任者は、管理責任者及び管理補助者の指示により、以下に掲げるような事
項を行う。
 - 1.管理責任者・管理補助者に対して、必要な報告を行う。
 - 2.個人情報の漏えい、プライバシーの侵害、有害情報の送受信等の防止や知的所
有
権の保護等に努める。
 - 3.個人情報の保護に関する会員への適切な指導を行う。
 - 4.ホームページ等に継続的な情報を掲載する。

(会員・教員・児童の利用と利用の制限)

第7条

会員及び教員、児童は、本運用規程を遵守するとともに、管理責任者及び管理補助者
の指導に従い、パソコン・インターネットを利用する。

- (1)管理責任者は、会員、教員、児童が、「世田谷区立小・中学校インターネット利
用に関する管理基準」や本運用規程、管理責任者及び管理補助者の指導等を守ら
ない場合に、利用させないことができる。
- (2)管理責任者が必要と認めた者は、パソコン・インターネットを利用することができ
る。

(ホームページの作成)

第8条

インターネットに公開するホームページには、本会の公的名称を利用し、管理責任者名を明示する。

(1)管理責任者は、「世田谷区立小・中学校におけるインターネット利用指針」、「世田谷区立小・中学校インターネット利用に関する管理基準」並びに本運用規程等に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認する。

(2)ホームページには、本運用規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることを明記する。

(3)ホームページに掲載した内容について、本人、保護者、関係者等から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。

p.14

(4)ホームページには、意見や感想、交流を求めるために、専用の電子メールアドレスを掲載する。

(個人情報の保護)

第9条

個人情報の取り扱いについては「個人情報取扱に関する内則」の通りとする。

(1)インターネットを利用して会員、児童及び関係者の個人情報を扱う場合は、管理責任者が必要と認めた場合に限り、その範囲は必要最小限のものとする。また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。

(2)管理責任者、管理補助者は、保護者や地域住民に対して、運営だより、会報等を通して、個人情報の保護について説明する。

(3)インターネットで個人情報を送信する場合、会員、児童及び関係者の同意を得るものとする。その際、個人情報を発信する趣旨や問題点を十分に説明する。

(4)会員、児童及び教員は、受信した個人情報を編集・加工、再発信してはならない。

(その他・禁止事項)

第10条

以下の事項を遵守する。

(1)発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。

(2)非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。

(3)公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与えるもの、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。

(4)インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。

(5)個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。

(6)有害なコンピュータプログラム等を送受信してはならない。

(7)法令に違反するもの、または違反する恐れがある行為をしてはならない。

(8)管理責任者は、サーバのパスワードを管理し、会員によるネットワーク等にかかる設定の変更を認めない。

(9)会員及び教員、児童は、セキュリティを侵害する行為をしてはならない。

(10)教育ネットワークに接続することはできない。

(11)上記に定めるもののほかは、別途、管理責任者が定める。

付則

本内則は、令和2年4月1日より施行する。

瀬田小PTAサークル規約

平成27年3月制定

第1条

瀬田小PTAサークルは、PTA会員の教養向上と相互の親睦をはかることを目的として
発足する。

第2条

1. 団体としての活動実績が1年以上あること。
2. PTA会員10名以上をもって構成する。また卒業生保護者（旧PTA会員）も会員となることができる。ただし全会員の7割以上は現PTA会員で構成するものとし、代表者は現PTA会員より選出する。
3. 活動は年間をとおして継続的に行い、常に5名以上が参加するものとし、瀬田小PTAの行事、活動に協力をする。またサークル活動の会場および設備は原則として瀬田小学校のものを利用する。

第3条

1. サークルを発足する場合は、所定の用紙を12月までに役員会へ提出し、運営委員会にて承認を得る。
2. 承認されたサークルは5月に「サークルの名簿」を提出し、前期総会にて「活動計画」を、後期総会にて「活動報告」を発表する。
3. サークルを解散する場合には所定の用紙にて届け出をする。
4. サークルへの参加呼びかけ等は役員会および学校の承諾を得たうえで行う。

第4条

1. サークルには活動補助費を支給する場合がある。支給に関しては役員会で協議のうえ、運営委員会の承認をもって決定し、金額については毎年見直しを行う。
2. 活動補助費をもらったサークルは、12月中に活動費に関する会計報告を行う。

第5条

休部中のサークルは第1条～第4条の条件を満たす場合に限り、運営委員会の承認を得て再開を認める。